

工事期間延長の対応

令和6年11月5日に工期延長について示されたことにより、次の対応を検討していきます。

1 生ごみの分別収集

当町及び逗子市の令和7年3月からの分別収集は、住民への説明、周知、分別に対応するための収集委託や逗子市にあっては指定袋の発注等を進めており、住民への混乱が無いよう、また、各業務の契約者へ迷惑をかけず、執行した予算の無駄とならないよう当初予定のとおり令和7年3月から開始する。

2 生ごみの処理

逗子市の生ごみを当初予定通り、当町で受け入れ、緊急的に民間資源化処理施設で資源化することで対応し、鎌倉市の燃やすごみの処理計画に影響が無いようにする。

表2-1 民間での資源化処理先候補

委託先候補	所在地	資源化
オリックス資源循環(株)	埼玉県寄居町	バイオガス化
(株)J バイオフードリサイクル	横浜市鶴見区	バイオガス化・肥料
(株)西東京リサイクルセンター	東京都羽村市	バイオガス化・肥料

3 生ごみ以外の廃棄物及び資源物

完成済みの新施設により処理を開始する。

4 今後の想定スケジュール

(1) 工期延長協議

請負業者である(株)共和化工と工期延長及び契約金額についての協議を年内に完了する。

(2) 契約

協議完了後、工期及び契約金額の変更契約（仮）を締結する。

(3) 予算

工期の変更にあたり、年度を超えて工期延長となった場合は、当初、令和3年度から令和6年度の4ヶ年の債務負担行為により、クリーンセンター再整備工事を執行しているところであるが、令和7年度まで工事期間を延長するにあたり、①債務負担行為の延長、②令和7年度クリーンセンター再整備工事費及び③契約金額変更に伴う変更契約の議案を令和7年第1回定例会に提出。

仮に6月まで工期延長した場合のスケジュール

年度 月	令和6年度					令和7年度			
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
工期延長	協議								
契約金額	協議								
変更契約			仮契約	本契約					
予算				債務負担行為変更	新年度予算				
議決				契約変更					
工事	生ごみ資源化処理施設建設工事						試運転・性能試験		
生ごみ			先行分別		分別開始・民間資源化処理				本稼働